

平成23年度第2回

練馬区放課後子どもプラン運営委員会

会議録

平成24年3月12日

平成23年度第2回練馬区放課後子どもプラン運営委員会

平成24年3月12日(月)

午後6時30分から

本庁舎5階 庁議室

次 第

1 開 会

座長あいさつ

2 議事

(1) 平成23年度の取り組み状況について・・・・・・・・・・資料1

(2) 平成24年度夏休み居場所づくり事業について・・・・・・・・・・資料2

(3) 今後の放課後子どもプランのあり方について・・・・・・・・・・資料3

3 その他

閉会

【資料】

資料1-1 ひろば、学童クラブ連携実施状況

資料1-2 応援団設置状況およびひろば事業実施状況

資料1-3 学校応援団向け研修等実施状況

資料1-4 練馬区放課後子どもプラン連携実施マニュアル(案)

資料1-5 第二次放課後子どもプラン(抜粋)

資料2 平成24年度夏休み居場所づくり事業の実施について

資料3 組織改正

- 座 長 こんばんは。今日が今年度最後の運営委員会ということであります。そこまで議題は多くはないかと思いますが、時間になりましたので始めさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 事 務 局 「委員の出席状況の報告および配布資料の確認」
- 事 務 局 本日の会議の進め方等についてご説明させていただきます。本日の会議につきましては、次第に基づきまして、順次ご報告をさせていただきますので、ご意見やご質問をいただければと思います。また、会議の公開でございますが、前回ご説明させていただきましたが、原則公開とさせていただきます。また、議事録作成のため、録音をさせていただいておりますので、発言の際はマイクでお話しいただければと思います。
- 座 長 ただいまご説明いただきました「会議の公開」という点については、よろしいでしょうか。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。まず平成 23 年度の取組状況について、事務局からご説明をいただきたいと思います。
- 事 務 局 「資料 1-1 ひろば、学童クラブ連携実施状況」の報告。
- 事 務 局 「資料 1-2 応援団設置状況およびひろば事業実施状況」の報告。
- 事 務 局 「資料 1-3 学校応援団向け研修等実施状況」の報告。
- 事 務 局 「資料 1-4 練馬区放課後子どもプラン連携実施マニュアル（案）」の報告。
- 事 務 局 「資料 1-5 第二次放課後子どもプラン（抜粋）」の報告。
- 座 長 平成 23 年度の取組状況についてご説明をいただきました。ここで皆さんから、ご意見・ご質問等をいただければと思います。今年度最後ということもありますので、多くの方に発言していただければと思います。また、その際には、手を挙げて発言していただければと思います。いかがでしょうか。
- 委 員 学校・学校応援団・学童クラブ間での連絡会議についてですが、連携

実施マニュアルには、「連絡会議開催や、日々の情報交換のために、学校応援団・学童クラブにそれぞれ調整役を置きます。」とありますけれども、私の学校では、校長先生からは、「事務局長が調整役である」と言われています。しかし、現実的にはそのようには捉えていません。他の応援団では事務局長の他に、「調整役」というものを置いていますか。

○ 座 長 今のご質問に対してですが、実際の調整役は事務局長がやっている場合が多いかと思いますが、誰がやらなくてはならないというルールはないかと思われま。

○ 事 務 局 確かに、調整役については、各応援団で異なりますが、基本的には、事務局長にお願いをしているところが多いです。また、他には、各応援団の連絡窓口の方に直接お話を申し上げたりしています。ただ、今委員がおっしゃられたように連携実施マニュアルには、「放課後子どもプランに基づいて、連絡会議開催のための調整や日々の情報交換の窓口として調整役を置きます。」と明記されておりますので、私どもが、事務局長や庶務担当の方にわかりやすく説明し、お願いをしていかなければならないと思っております。

○ 座 長 当初は団長も一緒になって、応援団の実情を把握していたのですが、最近はほとんど事務局長にお任せしているという学校もあるのではないのでしょうか。だんだんと軌道に乗ってくるとそのようになってくるのでしょうか。皆さん、応援団と学童クラブ間での調整役については、何かご意見はありますか。他のご意見でも構いません。

○ 委 員 応援団事業の中には、校庭開放事業がありますが、私の学校では、その位置付けが難しい状態になっています。他の学校では、どういう形で応援団ひろば事業と校庭開放事業とをうまく進めているのかお聞きしたいと思います。

○ 座 長 ひろば事業と校庭開放事業では時間的な違いがあります。ひろばは放課後、校庭開放は放課後に加え、夏休みなどもやっています。その点については、事務局からお願いします。

○ 事 務 局 ひろば事業と開放事業についてということですが、もともと校庭開放事業は昭和 30 年代から、学校開放運営委員会という組織に運営をお願いしておりまして、他にも同様に、図書館開放事業・教室開放事業・体育

館開放事業をお願いしてまいりました。今では、各小学校において、学校応援団が設置されていく中で、各応援団の中の一組織としての開放部会というものをつくり、各開放事業をお願いしております。なお、校庭開放につきましては、個人開放と団体開放があります。ひろば事業につきましては、原則として、平日ひろばがあるときには、校庭の団体開放をやらないということで進めております。ただし、学校の状況によっては、地域の少年スポーツ団体が、平日の放課後に団体開放として校庭を利用し、スポーツを通じて子供を育てている学校もあります。この点については、各学校さんが大変苦勞していただいている点かと思えます。現在は、例えば、校長先生に、皆さまのご意見をまとめていただいたりして、ひろば事業と校庭開放事業を円滑に進めていっているところです。また、利用調整につきましては、今ご質問にありましたとおり、ひろば事業と開放事業は別の性格ですので、校庭開放部会が使用の許可を含めて調整をしております。さらに、これについては情報交換会でもかなりご意見をいただいておりますが、やはり、各学校それぞれ差がありますので、一つ一つ事例を見ながら、私どもも各学校に赴くなり、各少年スポーツ団体とお話するなり、様々な方法で円滑に進むよう努力しているという状況であります。

- 座 長 他にご意見等ございますか。

- 委 員 今の委員のお話は、私も自分の子供から聞きました。「ひろばの登録をしようか。」と聞きましたら、「別に校庭開放があるからいいんでしょ。ひろばには登録しないで、校庭開放として校庭に遊びに行くからいいよ。」ということを言われました。こういったことを非常に多くの子供達が言っています。特に高学年の子供に多いと思えます。そういったところで、ひろばスタッフの方もひろばを運営しづらいというわけではありませんが、いろいろと大変なのではないかと身を感じております。また、連携実施マニュアルの中で「練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則」というものが載っていますが、これについては最近できたものでしょうか。

- 事務局 それについては、新しく規則を整理したものです。今年度に整理したものではありませんが、規則の中身自体は、以前からあるものです。学校応援団が実施をする事業の中で、学校教育に支障のない範囲でこういう事業を実施できますよという内容のものです。

○ 委 員 次に掲げる規則は廃止するという事で、校庭開放、図書館開放、体育館開放、プール開放についての規則は、これにまとめられたという認識でよいのですね。先程、校庭開放・体育館開放等については、各学校ごとに形態が非常にまちまちだとおっしゃられたことがよくわかります。新しく整理された規則では、学校休業日においては、校庭開放は午前 9 時から開放できる、となっている点についてですが、現在、8 時 30 分とか 8 時から使っている小学校も多数あります。この規則が 4 月からスタートとなると、スポーツ団体ともめる可能性があると思っています。また、私の子供が通っている小学校では、ひろば・学童クラブ合築施設ができます。ひろばの方もひろば事業を週 5 日実施するという事でスタッフ集めで頑張っているところだと思います。私は直接ひろばスタッフとして活動するというわけではありませんが、学校応援団まつりにおいては、野球団体の関係で参加させていただいており、今後打合せがある予定です。そういった機会では、サッカー団体や野球団体との調整が非常に難しいと感じております。今後、ひろばの活動時間と各団体の活動時間が重なってしまうと、利害関係が強いので校庭の利用調整については、非常に難しいなと考えています。また、先程お話にありました、応援団・学童クラブ間の連絡会議や調整については、保護者の立場としてはどうやって関わっていけばよいのかと、難しく感じています。全ての事を分かっている調整役がいればいいのですが、なかなかそういった方はいらっしゃらない。そういった調整役の育成については、区の方でうまくプログラムを作れないかなとお願いをしたいところです。

○ 座 長 来年度については、土曜日の午前中に授業がある日もあります。今まで団体開放として使えていた時間が、授業の関係で使えなくなってしまうこともあるかと思えます。団体の利用調整については、最終的には、応援団がやらざるを得ないのかなと考えています。また、団体に対して「一般開放が優先ですよ」と伝えても、長年団体で使ってきた経緯もあるので、なかなかうまくいかないことが多いと思われれます。

○ 事務局 今おっしゃられたように、開放事業に関しては、様々なご苦勞をおかけしているところだと思います。私どももいろいろな形でご相談をお受けして実態を把握しているところです。地域の中で子供を育てるという目標において、個人開放事業も少年スポーツ団体の団体開放事業も、それぞれ重要であると考えております。規則にあるように「個人開放が優先」というのが原則ではありますが、地域によっては、少年サッカーや少年野球の団体開放で、非常に多くの子供達が、心身の健全な育成の場と

して校庭を利用しているかと思います。これをひろば事業や他の事業のために活動場所を奪ってしまうと、非常に大きな問題になりますので、そのあたりにつきましては、学校ともご相談をさせていただきながら、できるだけ地域の方のご相談にのって、両者円滑にまわるようお願いをしてくれているところです。また、先程ご説明させていただきました、スタッフの研修についても力を入れるようにしていきたいと考えております。高松小をスタートに、田柄小で全校、学校応援団の設立が終わりました。今までは、応援団の設立という目標でやってきたところもありますが、その中で、先程のような課題を抱えているということで、また認識を新たにしました。今後学校応援団の開放事業とひろば事業の充実に向けて、順次課題を解決すべく努力を進めていきたいと考えております。何かありましたら、係までご相談いただくということで当面進めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

- 座 長 改めて規則をマニュアルに付けていただいたので、わかりやすくなったかなと思います。他に何かご意見はありますか。

- 委 員 学校応援団ができる前は、学校開放運営委員会という組織で開放事業を運営してきました。私の学校では、元PTA会長が学校開放運営委員長を務めておりました。学校施設の利用日程調整等の際には、団体開放で学校施設を利用しているスポーツ団体も含めて、学校開放運営委員会全体で話し合いをしてきました。それが応援団ができたことによって、応援団の中にひろば部会・校庭開放部会・体育館開放部会等それぞれの部会に分かれるようになりました。その中においては、それぞれの部会が、それぞれの部会長を決めて運営しています。例えば、体育館開放部会においては、体育館管理指導員が中心になって、利用日程調整をしています。また、2、3年前から、地域の保育園が運動会をやる場所がないので学校施設を使いたいという申し出があり、そういった場合には、応援団の総会にかけ、毎年10月の第一土曜には、必ず場所を押さえるようにしています。このように、スポーツ団体だけではなく、地域への開放もしております。私は、コーディネーター（調整役）とは応援団と学童クラブとの調整役という意味で捉えていました。しかし、「応援団と学童クラブ間での調整役」と「応援団と利用団体間での調整役」と、二つの意味があるように気がしたので、お話させていただきました。

- 事務局 放課後子どもプランの中にある調整役というのは、連携実施マニュアルの中にある応援団と学童クラブの調整役という意味です。応援団内部

でのひろば事業・開放事業における調整役という意味とは別途であります。今後、応援団の設置が終わって、そういった課題をできるだけ皆さんにご苦勞をおかけする部分を少なくしつつ、解決していきたいと思っております。また、この点については、校長先生にも色々な形で、ご心勞・ご苦勞をおかけしているところです。ここでいう応援団内部の調整役と放課後子どもプランに基づいた調整役は別の意味ですので、委員のおっしゃったとおりです。

- 座 長 以上でよろしいでしょうか。それでは、先に進めさせていただきます。続きまして、資料2の説明をしていただきたいと思います。
- 事務局 「資料2 平成24年度夏休み居場所づくり事業の実施について」の説明。
- 座 長 平成24年度夏休み居場所づくり事業の実施についてご説明いただきました。ここで皆さんから、ご意見・ご質問等いただければと思います。
- 委 員 夏休み等、長期休業中にひろばを実施していただけると、大変有難いです。学童クラブ児童にとっては、普段学童クラブと一緒に遊んでいる友達以外の子供と一緒に遊べるので、保護者にとってはもちろん子供にとっても有難いです。
- 委 員 働いている保護者にとっては、夏休み中に子供が何をしているのか心配です。このような場合にひろばを活用すればよいので、今年度、大泉北小学校で実施したような夏休み居場所づくり事業が、他校でも広がればよいと思います。
- 委 員 夏休みの居場所づくり事業は今後も継続して実施していくつもりなのでしょうか。また、費用対効果の面で考えると、この事業はどうなのでしょうか。区の担当者のお考えをお尋ねしたいです。
- 事務局 平成23年度については、「緊急的対応」ということで、進めてきましたが課題がいくつか生じています。平成24年度はモデル事業であります。今後課題を解決して、全校に広めていきたいと考えております。また、費用対効果の面では、今年度実施した結果を検証していきたいと考えております。

- 委 員 平成 24 年度の夏休みの居場所づくり事業についてですが、学童クラブに入れなかったのも、ひろばに登録しているような子供もいるので、夏休みにおいても、そういった子供を見守ってあげたいと思います。また、実施主体が、学校応援団、委託事業者、その他となっていますが、私の学校の応援団では、スタッフの 9 割程度が地域の方なので、応援団が実施することは可能ですが、他の応援団では、現役の保護者が中心となって運営しているところもあるので、夏休み中は、仕事があったりして、スタッフの確保が難しいのではないのでしょうか。そういった場合には、区がスタッフの確保について、ヒントを提示していただけると助かります。
- 委 員 夏休みの居場所づくり事業についてですが、全校で実施するのは難しいのではないのでしょうか。現在も夏休み中には、校庭開放を実施していますが、校庭開放事業とひろば事業は、全く性質が違うものです。行政は、実施することを前提で物事を進めてしまっているが、この事業を全校に広めるのは難しいのではないのでしょうか。
- 事務局 おっしゃる通り夏休みの居場所づくり事業については、いろいろと課題もありますので、いろいろな方法を検討していかなくてはなりません。他区でのうまくいった例を参考にしたり、地域の方のご意見を参考にしたりしながら進めていきたいと考えております。
- 委 員 働いている保護者にとって、夏休みの居場所づくり事業を実施していただけるのは、大変助かります。しかし、スタッフの確保については、本当に難しいと思います。
- 座 長 事業の良しあしについては、時間が経過しないと判断できないということもあるかと思えます。他にご意見はありますか。
- 副座長 居場所づくり事業全般について言えることなのですが、区が当たり前子供達を見守る居場所をつくるということは、必ずしもいいことだけではないと思います。特に低学年のお子さんを持つ保護者の方には、仕事に行かずに、自分で自分の子供を育てて欲しい。放課後子どもプランは、子供を放っておいて、仕事に行ってしまう親をつくることを助長してしまう危険性もあるということを中心に留めながら、進めていく必要があります。ただ、親の意識を「自分の子供は自分が育てる」といったように変えていくには、社会全体の意識を変えていかなくてはならないか

と思います。

- 委 員 練馬区では、夏休み等の三季休業中は、ひろばを実施しないというルールで応援団を立ち上げた経緯があります。また、夏休み居場所づくり事業は、待機児童の解消を目的としていますが、それは放課後の居場所をつくることを目的とした設立当初の話と違うのではないのでしょうか。
- 委 員 夏休み居場所づくり事業は、応援団が必ず実施しなければならないというものではありません。事業者が実施するという方法もあります。練馬区では、92箇所の学童クラブがありますが、各学童クラブで人数の差があります。また、一クラブあたり 2,000 万円程度の経費がかかっているため、待機児童対策として、単純に学童クラブを増設すれば良いという話ではありません。さらに、全児童対策については、今後ご意見を聞いて進めていく必要があります。
- 座 長 以上でよろしいでしょうか。それでは、引き続き、資料3についての説明を事務局からお願いしたいと思います。
- 事 務 局 「資料3 組織改正」について説明。
- 事 務 局 乳幼児期から青少年期に至るまでの子供に対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策について、効率的かつ効果的に展開できる体制を構築するため、健康福祉事業本部から児童青少年部の所掌事務を移行し、教育委員会事務局にこども家庭部が設置されることとなりました。これに伴い、放課後子どもプランの強化を図っていきたいと考えております。また、今後の放課後子どもプランのあり方については、皆さまのご意見を参考にして、進めさせていただきたいと思っております。
- 座 長 本日の議事については、以上でございます。他にご意見がないということなので、これで平成 23 年度の放課後子どもプラン運営委員会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。